

平成１７年度 第６回官業民営化等WG・第１９回市場化テストWG
追加資料要求項目（経済産業省）

ヒアリングを行った貴省所管の独立行政法人について、下記のとおり追加資料・追加質問項目の提出をお願いいたします。なお、今後、当会議において引き続き市場化テストを含む民間開放の推進について検討を深めていくこととしており、その議論を踏まえ、追加質問などを行う場合があることを念のため申し添えます。

【全般】

- １．当会議では、国や公共が市場・民間活動に関与する場合には、公共経済学の視点から、市場の失敗としての外部性、価値財性、市場の失敗としての情報の非対称性といった状況が明確に存在し、その是正を図る上で当該関与が必要十分であることが客観的かつ合理的に説明できることが必要と理解しており、同時に、公共の側には、その関与が正当なものであると主張する限り、それを国民に明白な形で客観的かつ合理的に説明すべき義務があるものと認識している。

こうした観点から、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、公共が関与しなければならない客観的かつ合理的な根拠について、まず貴省の見解を明確にされたい。

- ２．また、仮に上記の点が説明可能であったとしても、その活動を官みずからが実施しなければならないのかどうか、民間に開放した方が効果的・効率的ではないのかどうかについては、別途、検証する必要がある。

それを検証するための手法が「市場化テスト」であり、これは、納税者・公共サービスの受益者である国民の視点を第一に、公共サービスについて、価格だけでなく質の面も含めて、官民が参加する競争入札を通じて透明・中立・公正に評価し、国民にとって最も望ましい主体を選定しようとするものである。

仮に、業務を民間に委ねた場合、サービスの質の低下につながる、あるいは公共の方が民間よりも効果的かつ効率的にサービスが提供できると主張されるのであれば、堂々と市場化テストに応じて民間と競い合えばよいのであって、「市場化テスト」にかけること自体を拒否する必要はないはずと考える。

こうした点を踏まえ、以下の独立行政法人が実施している個々の業務について、上記１．の点につきご回答の上、国や公共の関与が正当とされる場合には、さらに市場化テストを含む民間開放を進めていくべきと考えるが、貴省の見解をお伺いしたい。

【各論】

○ 工業所有権情報・研修館

欧米等各国の特許庁について、現在、工業所有権情報・研修館が担っている各機能・業務に関して、それぞれ有料・無料のいずれで行われているかを確認した一覧をお示しいたきたい。

工業所有権情報・研修館の主な業務区分ごとに、民間委託している部分・直営で行っているそれぞれの部分と、それに要している予算（経費）の一覧をお示しいたきたい。

工業所有権情報・研修館が実施している情報の収集・整理や公報・資料の閲覧、それを踏まえたシステムの整備・管理などについて、貴省は調査票において、「特許庁の審査・審判の実施に不可欠な業務であるのみならず、個人、中小企業等を含めたすべての者に特許情報を公開することを目的とした極めて重要な行政の一部であり、収益性・採算性を重視した民間事業者には馴染まない。」と主張されている。しかし、当会議としては、法人が果たしている「機能・役割」を維持することが上記【全般】１．の指標に照らし認められた場合にも、上記【全般】２．のとおり、これをより効果的・効率的に果たす観点から、独立行政法人という法人形態によって集中的に当該機能・役割を担う必然性があるのか、例えば、法人から委託費や補助金等を支出することにより、民間が同様の機能・役割を担うことができないのか、という問題を提起しているところであり、このような点について、貴省の見解を伺いたい。

貴省は、現在実施されている相談業務に関して、主として、マニュアル化が困難（限界がある） 秘密保持、守秘義務の問題 を理由として、民間事業者等への委託は困難であると主張されている。しかし、 に関しては、マニュアルを作成するための工夫次第であり、また、 についても、民間事業者に業務を委ねる場合について、必要に応じ、契約による担保、あるいは守秘義務を法律で課すなどの対応によって、十分にこの問題はクリアできると考えているが、これらの点についての貴省の見解をお伺いしたい。

特許流通アドバイザー派遣事業について、その実施主体として工業所有権情報・研修館が最も適当であると貴省は主張されているが、当該事業をより効果的・効率的に実施する観点から、民間の活用や他の実施主体が本当に考えられないのかについて、より詳細に具体的な根拠を示されたい。

工業所有権情報・研修館が実施されている対象者別・内容別の各研修について、調査票では、それぞれ当該法人でなければ行うことができない理由が縷々述べられている。しかし、これらについて、本当に民間で代替することができないものなのかどうかを検討するため、研修の種別に基づき、より詳細に具体的な根拠を示されたい。

以 上